

生物多様性地域連携促進法のあらましと 生物多様性をめぐる最近の話題

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性施策推進室 係長

笹渕紘平

生物多様性をめぐる最近の話題

- ◆ 生物多様性国家戦略2012-2020
- ◆ 国連生物多様性の10年日本委員会の発足



生物多様性国家戦略2012-2020

～改定の背景・目的～

戦略計画2011-2020(愛知目標)の採択

COP10(2010年、愛知県名古屋市)で、生物多様性に関する新たな世界目標が採択

- 長期目標(2050年)【Vision】
「自然と共生する」世界の実現
- 短期目標(2020年)【Mission】
生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する
- 20の個別目標(愛知目標)【Target】



愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとしての役割

生物多様性国家戦略2012-2020

～改定の背景・目的～

東日本大震災の発生



- 人々への甚大な被害。自然環境にも大きな影響
- 時として大きな脅威となる自然の両面性を認識
- 放射性物質による野生動植物等への影響
- 一極集中型の社会経済システムの脆弱性露呈

人と自然との豊かな関係の再構築
今後の自然共生社会のあり方の提示

生物多様性国家戦略2012-2020(H24.9.28閣議決定) ～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～

第1部：戦略

【自然共生社会実現のための基本的な考え方】

→ 「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

【生物多様性の4つの危機】

- 「第1の危機」：開発など人間活動による危機
- 「第2の危機」：自然に対する働きかけの縮小による危機
- 「第3の危機」：外来種など人間が持ち込んだものによる危機
- 「第4の危機」：地球温暖化など地球環境の変化による危機

【生物多様性に関する5つの課題】

- ① 生物多様性に関する理解と行動
- ② 担い手と連携の確保
- ③ 生態系サービスでつながる「**自然共生圏**」の認識
- ④ 人口減少等を踏まえた国土の保全管理
- ⑤ 科学的知見の充実

【目標】

- ◆**長期目標** (2050年)
生物多様性の状態を今よりも豊かに。生態系サービスを持続的に享受できる自然共生社会を実現。
- ◆**短期目標** (2020年)
愛知目標の達成に向けた国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

【自然共生社会における国土のグランドデザイン】

100年先を見通した自然共生社会における国土の目指す方向性やイメージを提示

【5つの基本戦略】・・・2020年度までの重点施策

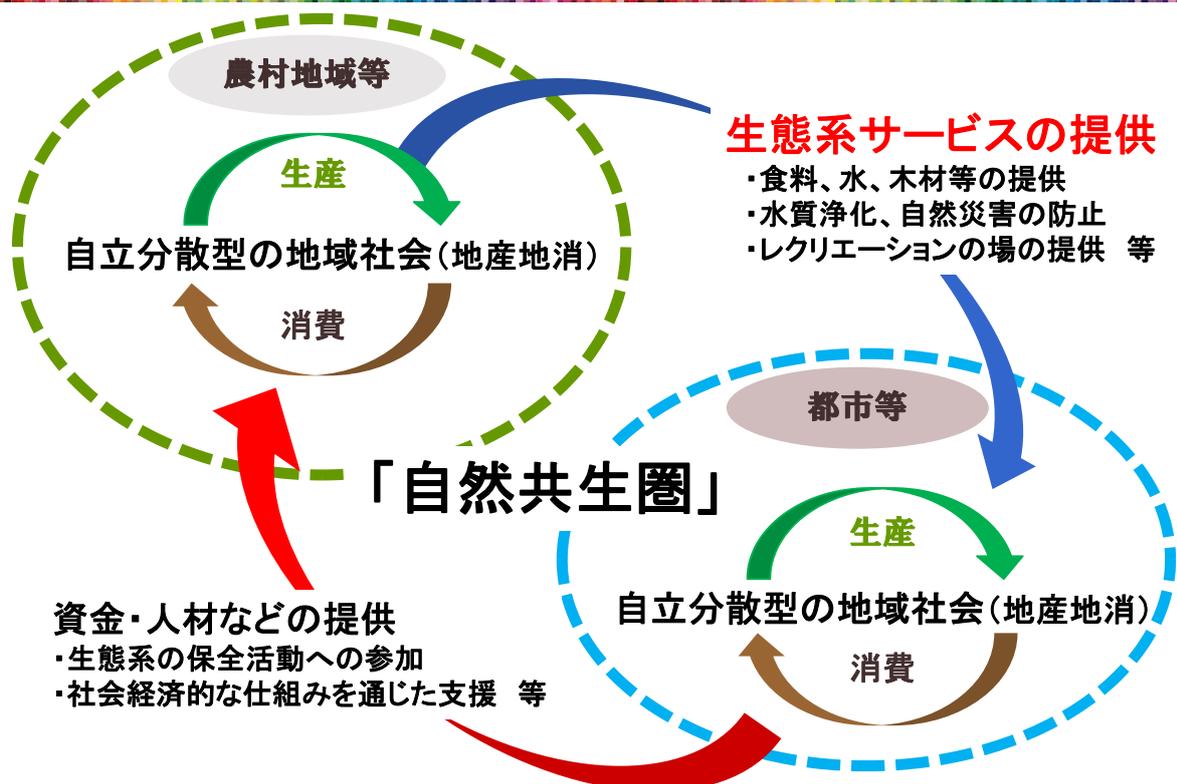
- 1 生物多様性を社会に浸透させる
- 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- 3 森・里・川・海のつながりを確保する
- 4 地球規模の視野を持って行動する
- 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ 13の国別目標と48の主要行動目標／81の指標

第3部：行動計画

約700の具体的施策／50の数値目標

「自然共生圏」のイメージ図





国連生物多様性の10年日本委員会の発足

2010.10.11~29
COP10/MOP5
(愛知県名古屋市)

愛知目標

2050年までの長期目標「自然と共生する世界」と
2020年までの短期目標「生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施」及び20の個別目標

2010.12

日本の市民セクターからの発案

日本政府の提案により国連総会への勧告をCOP10で決議

国連総会において
2011~2020年を「国連生物多様性の10年」と決定

愛知目標の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題取組む期間



国連生物多様性の10年日本委員会の発足

2011. 9. 1

愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」を設立し、生物多様性の主流化を目指す

学識経験者 Academic experts

国・政府 National government

自治体 Local governments

経済界 Business community

国連生物多様性の10年 日本委員会
The Japan Committee for UNDB

メディア Media

文化人等 Cultural figures, others

NGO/NPO・ユース NGOs/NPOs, Youth

国民 Citizens

国連生物多様性の10年日本委員会の活動①

愛知目標の達成に有効な方針の検討

委員会の実施体制

国連生物多様性の10年
日本委員会

幹事会

運営部会

運営部会
作業グループ

各セクター間の意見・情報交換

生物多様性全国ミーティング

全国の多様なセクターによる
情報交換の場



生物多様性地域セミナー

地域のさまざまな活動の紹介、
地域関係者の意見交換の場

普及啓発効果の高い特別な事業の実施

特別事業

リオ+20やCOP11など、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施

委員会が推奨する連携事業の認定

連携事業の認定

「にじゅうまるプロジェクト」などの中から、委員会が推奨する連携事業を認定



国連生物多様性の10年日本委員会の活動②

生物多様性の認知度向上のための事業

●地球いきもの応援団

著名人による広報組織

●生物多様性リーダー

地球いきもの応援団の中から、国民一人ひとりが生物多様性の大切さを理解して行動に移せるよう先導するリーダーを任命

●キャラクター応援団

様々な機関・団体の広報キャラクターによる広報組織



イルカ
UNDB-J 委員
IUCN親善大使



●MY行動宣言

5つのアクションから選択式で行動を宣言し、日常の中で生物多様性に関する行動を促進

●グリーンウェイブ

リーフレットを作成して参加を呼びかける予定

●『Iki・Tomo(いきとも)』

自然の恵みを感じる生物多様性マガジン(普及啓発用小冊子)の発行

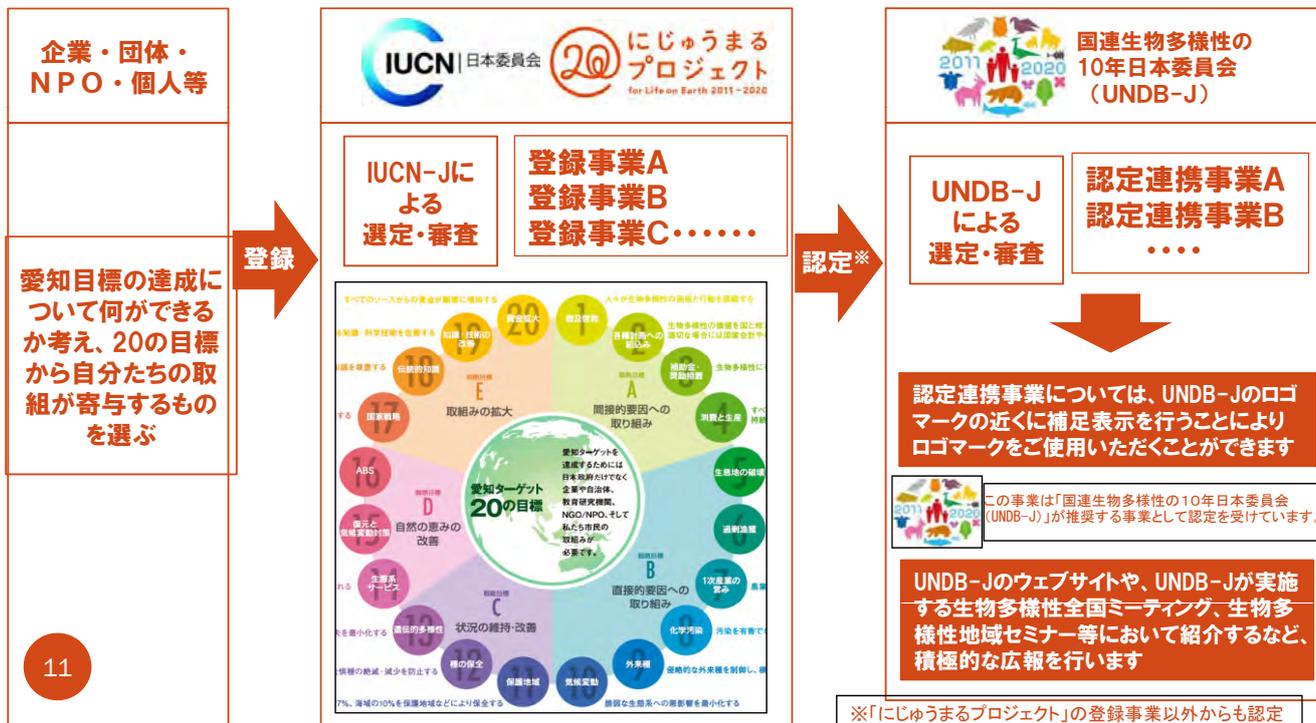


※PDFファイルダウンロード先
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/wakaru/tools/ikitomo_index.html

●推薦図書等の選定

生物多様性の理解や普及啓発に資する書籍、映像、各種グッズ等を選定する予定

愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携を促進するため、IUCN-Jが実施する「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」などの観点から総合的に判断し、UNDB-Jが推奨する事業を認定



認定連携事業 (第1弾 2012.9.24)

地域	事業名	団体名
全国	田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト	ラムサール・ネットワーク日本
	生物多様性の道プロジェクト	公益財団法人日本自然保護協会
	Earthwatchにじゅうまるプロジェクト	アースウォッチ・ジャパン
	市民参加型生物多様性調査による環境リテラシーの普及	株式会社損害保険ジャパン
	Web約款で日本の自然を守ろう！ SAVE JAPAN プロジェクト	日本ウミガメ協議会
東北	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト
中部	味わって知る 私たちの海	伊勢・三河湾流域ネットワーク
近畿	御所実業高校農業クラブ School Gene Farm Project	奈良県立御所実業高等学校農業クラブ
四国	徳島での生物多様性地域戦略の策定に関するプロジェクト	生物多様性とくしま会議
12 国	トンボの里プロジェクト	真庭・トンボの森づくり推進協議会

・国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) の設立から1年を機に、広報活動をさらに強化するため、2012年9月、広報組織として「生物多様性キャラクター応援団」を旗揚げ
 ・広く様々なキャラクターからの入団申請を募集中

■ 趣旨・目的

国民一人ひとりに生物多様性に対する認知や理解を広げ、国民運動として生物多様性に関する取り組みを促進

■ 応援団への入団

広く様々なキャラクターからの入団申請を募集中
 団員にはプロフィールシートを作成、名刺フォーマットを提供

■ 応援団及び団員の活動例

- 団員が属する各機関・団体における広報活動
 - ・ 広報誌やウェブサイトにおける情報発信
 - ・ セミナー等のイベントにおける情報発信
 - ・ 近隣の広報キャラクターなどへの入団のお誘い
- UNDB-Jが実施する広報活動への協力
 - ・ UNDB-Jのウェブサイトにおける情報発信
 - ・ UNDB-Jの生物多様性マガジン「Iki・Tomo」による情報発信
- UNDB-Jが実施するセミナー等への協力
 - ・ キャラクターのステージ登壇
 - ・ 「タヨちゃんサトくん」と開催地キャラクターによる共同宣言式

※詳細や入団申請についてはウェブサイトをご覧ください
<http://undb.jp/public/index.html>



プロフィールシート



生物多様性キャラクター応援団共同宣言式
 生物多様性地域セミナー in 名古屋 (2012.9.29)

◆ 生物多様性キャラクター応援団紹介ウェブサイト

<http://undb.jp/public/index.html>

一覧の各キャラクターのサムネイル画像をクリック！

キャラクター画像をクリックすると、それぞれのプロフィールシートがご覧いただけます。

生物多様性地域連携促進法の あらまし

- ◆ 趣旨・背景
- ◆ 生物多様性地域連携促進法の枠組み（概要）
- ◆ 制度活用の意義・効果
- ◆ 制度の概要

など

趣旨・背景

- 地域における生物多様性が深刻な危機に直面
 - 希少な野生動植物の減少
 - 二次的自然（里地里山など）の手入れ不足
 - 外来種の侵入による生態系の攪乱
- 地域の特性に応じた保全活動が必要
 - 自然的・社会的状況は地域によって様々
- 社会的要請の拡大
 - 生物多様性基本法の制定（平成20年）
 - 生物多様性条約COP10の開催



各地で行われる生物多様性保全の活動

里地里山

森林の間伐、下草刈り、草原の野焼き、外来種駆除



奥山

希少な動植物の保護、植物の調査、シカによる被害防止



田園

鳥類の餌場となる水辺の整備、ふゆみずたんぼ、生物に配慮した用水路づくり



河川・海

藻場や干潟の保全、サンゴ礁でのオニヒトデ駆除、生き物調査・観察会



都市

都市内の緑地の管理、ビオトープづくり、自然観察会



生物多様性地域連携促進法の枠組み (概要)

「地域連携保全活動」の定義

地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するため・・・

- 環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を策定する
- 市町村は、地域連携保全活動計画を作成することができる
- NPO等は、市町村に対し、地域連携保全活動計画の案の作成についての提案することができる
- 地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会を設置することができる
- 自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法に基づき一定の許可等を受けなくてもよいとする特例措置がある
- 国は、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、必要な援助を行う
- 地方公共団体は地域連携保全活動支援センターを確保するよう努める

制度活用の意義・効果

生物多様性保全の推進と豊かな暮らしの源泉

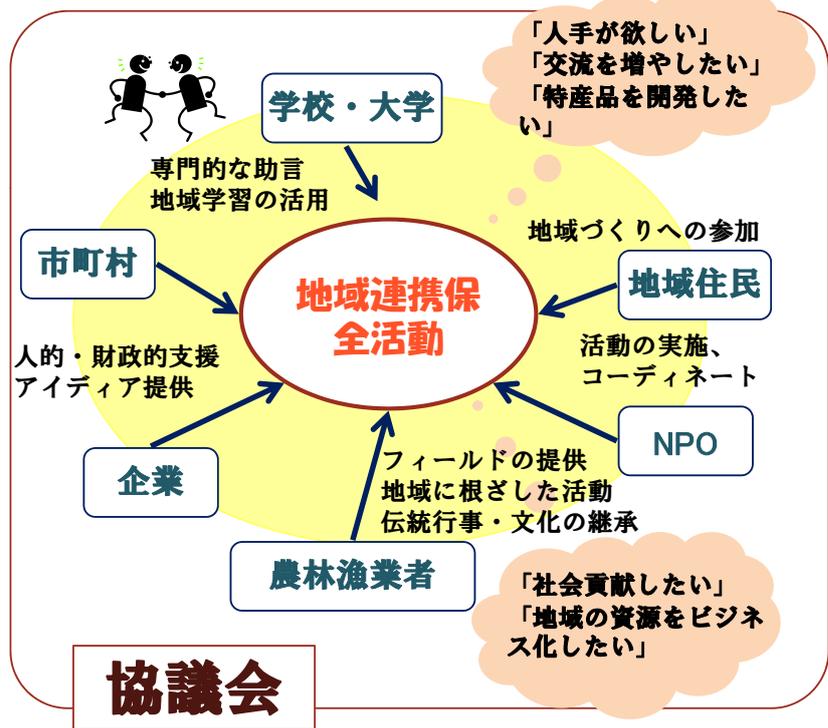
- 地域の生物多様性保全
- 地域固有の文化の継承
- 観光や特産品などの経済活動

地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり

- 人と人、人と自然のつながり
- 地域への誇りや愛着
- 地域の資源を活かした個性的・魅力的な地域づくり

豊かな感性の涵養と文化的な生活

多様な主体の長所を生かした活動への参画



地域連携活動基本方針

○位置づけ

- ・ 作成者は環境省／農林水産省／国土交通省
- ・ 基本方針に基づいて地域連携保全活動計画を作成

○内容

- ・ 地域連携保全活動の定義や効果
- ・ 地域連携保全活動の進め方
- ・ 計画作成の基本的なこと・配慮すること
- ・ 各主体の役割

地域連携活動基本方針

例えば・・・

- 「地域連携保全活動」とは
地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物多様性を保全するための活動

→ポイント「連携」「生物多様性」

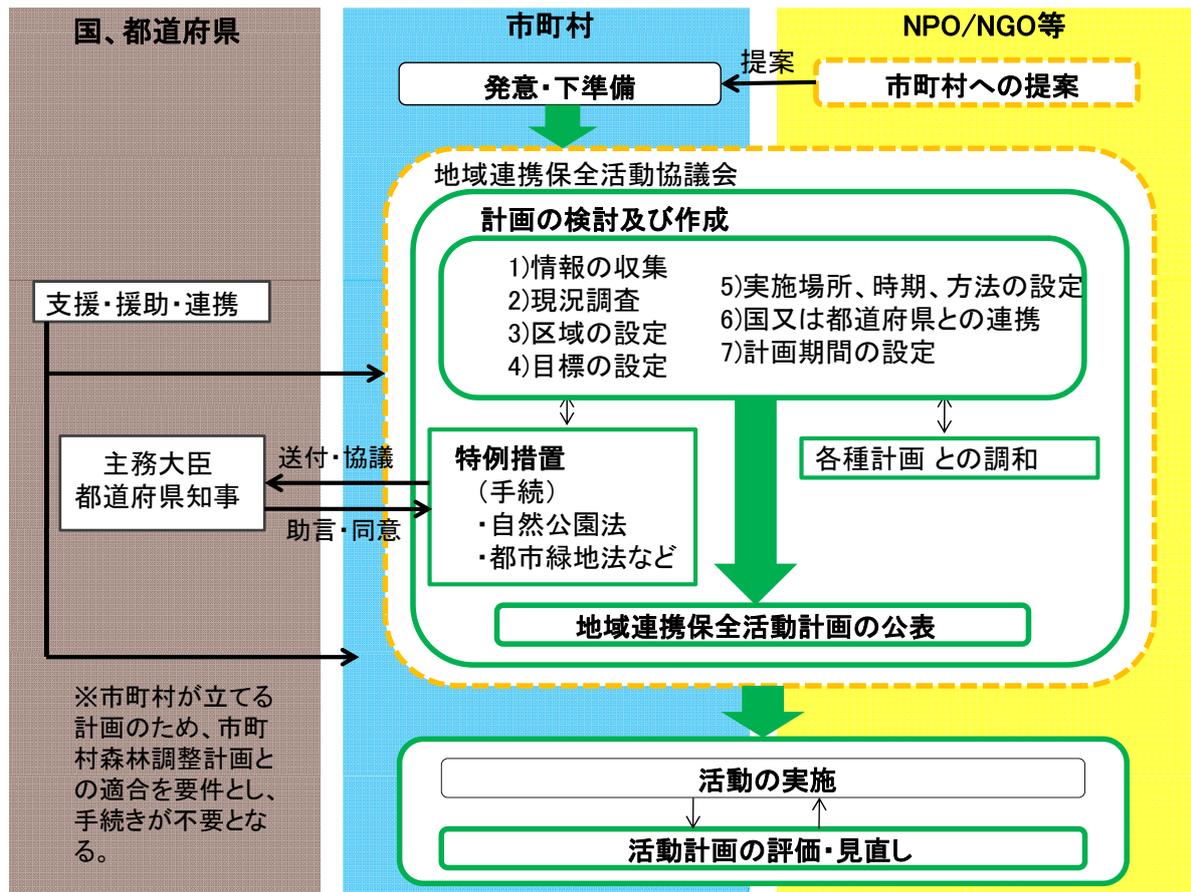
- 活動を効果的に進めるために・・・
 - ・ 多様な主体の参加を推進
 - ・ 地域の特性に応じた活動
 - ・ 成果の共有と柔軟な実施
 - ・ 科学的な視点に立った活動の実施
 - ・ 経済的な価値を生み出す工夫

地域連携活動基本方針とは

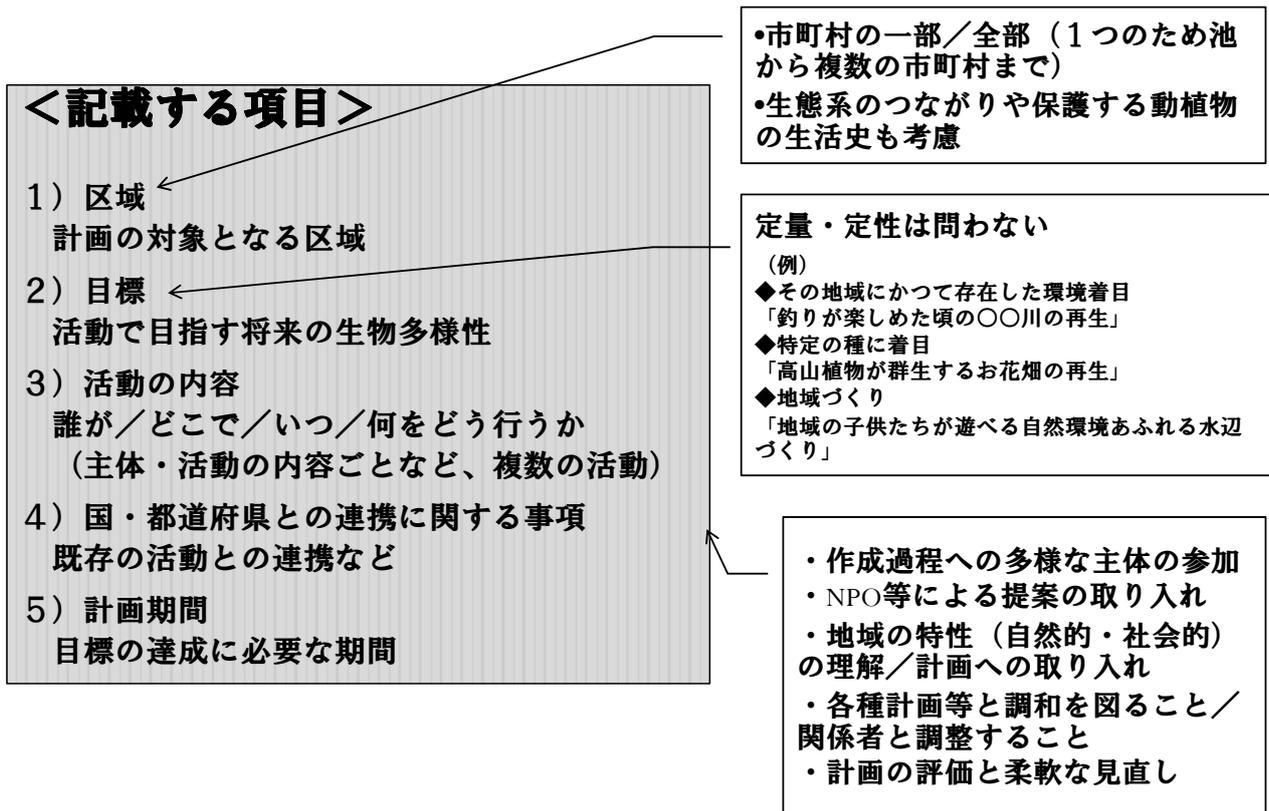
- 活動計画の作成に当たっては・・・
 - ・ 作成過程への多様な主体の参加
 - ・ NPO等による提案の取り入れ
 - ・ 地域の特性（自然的・社会的）の理解／計画への取り入れ
 - ・ 各種計画等と調和を図ること／関係者と調整すること
 - ・ 計画の評価と柔軟な見直し
- 留意する事項として・・・
 - ・ 農林漁業などの生産活動との調整／一体的な促進
 - ・ 社会資本整備との調和

など

地域連携保全活動計画の策定



地域連携保全活動計画の策定



NPOによる提案 (兵庫県東お多福山の事例)

- 「東お多福山草原保全・再生研究会」は平成19年より、六甲山系東お多福山にてススキ草原の復元及び維持管理を実施
- 平成24年3月27日に、連携促進法に基づき神戸市及び芦屋市に計画の策定を提案
- 神戸市及び芦屋市は提案を受けて、対応について検討中

関係者間のマッチングのための 体制の整備

- 地域連携保全活動支援センター：
活動者、土地所有者、活動協力者などの関係者間の連携のあっせん、専門家の紹介、情報提供や助言を行う拠点。
- 地方公共団体は、センターとしての機能を担う体制を確保するように努めるものとする。
- 該当する団体例：
千葉県環境生活部自然保護課
「生物多様性センター」（平成20年4月発足）
→ 生物多様性に関する情報を一括管理、情報提供、保全再生の技術開発、教育普及・現場指導を行う。

地域生物多様性保全活動支援事業 [平成24年度予算 211百万円]

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



野生鳥獣の保護管理



外来生物対策



重要地域の保全・再生



地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業
(委託費)

生物多様性保全に関する法律に
基づく法定計画等の策定

地方公共団体、NGO・NPO、事
業者、協議会など、法定計画等
の策定主体

地域生物多様性保全実証事業
(委託費)

生物多様性保全に関する法律に
基づく法定計画等に位置づけら
れた活動

地方公共団体、NGO・NPO、事
業者、協議会など、法定計画等
に位置づけられた実施主体

地域生物多様性保全補助事業
(交付金：国費1/2以内)

地域の多様な主体の連携・協働
による地域の生物多様性保全・
再生活動

地域住民、NPO・NGO、事業者、
地方公共団体などにより構成さ
れる地域生物多様性協議会

ご清聴ありがとうございました